

令和8年3月臨時教育委員会会議録

令和8年3月31日 臨時熊谷市教育委員会を熊谷市立熊谷西小学校体育館内まごころルームに招集する。

- 出席者
洪谷 昌美、小林 敏宏、大石 聡一、石井 智章
- 出席事務局
教育次長 三友 孝二
参事兼学校教育課長 中谷 樹
教育総務課長 小暮 洋久
教育総務課保険給食
担当副参事 野口 恭久
社会教育課長 小澤 信行
社会教育課文化財保護・
市史編さん担当副参事 吉野 健
妻沼図書館長 大野 浩
教育総務課副課長 増田 彩子
教育総務課主査 宮尾 美和

11時20分 3月臨時教育委員会開会

教育長から、令和8年3月臨時熊谷市教育委員会の開会の宣言があった。

事務局から、傍聴希望者がいない旨の報告があった。

教育長が、本会議の会議録の署名人に大石委員を指名した。

3月定例教育委員会の会議録については、出席委員全員の承認を得た。

教育総務課長から、3月31日及び4月1日の会議録については、4月28日開催の5月定例教育委員会でそれぞれ承認いただけけるよう作成を進めるとの説明があった。

報告第3－8号及び議案第16号から第18号、及び第20号、第21号は人事等に関する案件のため非公開とし、会議録に載せない旨の発議があり、出席委員全員が賛成し非公開で行われることに決定した。

日程第1（報告第3－7号）西別府廃寺出土品の県指定有形文化財（考古資料）について

文化財保護、市史編さん担当副参事から、西別府廃寺出土品の瓦、土器等、総数にして254点が、3月17日付けで、埼玉県有形文化財・考古資料として指定さ

れたとの報告があった。

西別府廃寺は、市内西別府の特別養護老人ホーム永寿苑の箇所を中心に所在していた国史跡「幡羅官衙遺跡群」に関連する遺跡で、当時の幡羅郡の郡役所（郡家）に隣接し、その郡家と有機的に機能していた寺院（郡家附属寺院）である。

指定された出土品は、平成2年度、4年度及び28年度に発掘調査を行った際に出土したもので、その内容は、寺院の屋根の軒先を飾った軒丸瓦や軒平瓦等の瓦、仏教行事に関わる土器の仏鉢、灯明皿、仏教に関わる文字、寺院の施設や造営に関わった人物名等の文字が墨書された土器、寺院建物の基礎である基壇を化粧した土製のレンガである塼、正確な用途は分かっていないが、信仰の対象であり、実際の塔やお堂の代わりとして使われた土製のミニチュアの塔や堂、寺院の修繕等の金属製品をつくる鍛冶のフイゴの送風管である羽口、またその製品の釘、などである。

指定理由は、8世紀初頭から9世紀前半までの長期間にわたる、時期の物差しの基準となる軒丸瓦、寺院における宗教活動の実態を示す遺物や造営関わる遺物が、一括して出土していることが評価された。

なお、県指定有形文化財・考古資料として78件目となるが、本市所有の物件としては、8件目になる。

日程第2（議案第14号）令和8年度教育委員会における具体的な取組について

教育総務課長から、令和5年度から始まった「新熊谷プロジェクト」に基づいて実施する各施策について、令和8年度の実施に向けた内容の見直しを行ったとの説明があった。

まず、「施策1 学力日本一を目指す（知・徳・体）」の「単位施策1 子どもたちの学力（知）を伸ばす」の具体的な取組「1 学習内容を明確にした授業の実施」に、「授業は一期一会」という言葉を加えた。これは、渋谷教育長は令和7年度6月議会で「その1時間の授業は、子どもたちにとって一生に一度しかない大切な時間」すなわち「授業は一期一会」という気持ちで1時間1時間の授業に全力であたります」と述べており、渋谷教育長の「授業を大切にしてほしい」という思いを入れたものである。

2つ目は、同じ「施策1」「単位施策1」の具体的な取組「2 学力向上対策の推進」の2つ目「総合的な学習の時間」を中心とした教科横断的なカリキュラム改善の「中心」という言葉を「中核」に変更した。

3つ目は、先ほどのすぐ下「英語指導専門員の訪問指導による教員の資質向上」については、令和8年度から英語指導専門員を配置せず、英語担当の指導主事を2名配置することとしましたので削除する。

4つ目は、「施策1」「単位施策1」の具体的な取組「2 学力向上対策の推進」の6つ目、「校内教育支援センター「新しくまなびスクール」を全小・中学校に開設に

よる学習支援・登校支援」とあったのを、開設したのは、令和7年度のため、「を全小・中学校に開設」を削除する。

5つ目は、「施策1」「単位施策1」の具体的な取組「3 特別支援教育の充実」の「特別支援教育支援員等による多様なニーズに対応した指導の推進児童生徒の多様なニーズや特性に応じた指導の推進」について、特別支援教育の充実のためには、支援員のみならず子どもたちに関わる教職員すべてが、多様なニーズや特性に応じる指導を推進する必要があるため、「特別支援教育支援員等による多様なニーズに対応した指導の推進」を削除する。

6つ目は、「施策1 学力日本一を目指す（知・徳・体）」の「単位施策3 子どもたちの体力（体）を伸ばす」の具体的な取組「1 学校体育の充実」の5つ目「体力向上に関する調査・研究部会の取組」を削除する。

「施策2 安全で快適な学校づくりを進める」の「単位施策1 学校の建物や設備を充実させる」の具体的な取組「1 教育施設等の整備」の3つ目、「小・中学校トイレ整備（洋式化等）の推進」については、令和7年度末で市内全小中学校のトイレ改修工事が終了したことから、削除し、令和7年度からの事業「小・中学校体育館への空調設置」を追加する。

最後に、「施策3 魅力ある生涯学習事業を充実させる」の「単位施策2 図書館を充実させる」の具体的な取組「2 視覚障害者が利用できる電子図書館システムの整備提供」の、「整備」を削除する。

（議案は原案どおり可決）

日程第2（議案第15号）熊谷市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱について

教育総務課長から、熊谷市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱の制定について説明があった。

市全体の行政手続のオンライン化の共通ルールについては、条例で定められており、市へ提出される申請書や届出書、これらに対応する決定通知を分類すると、① 法律や政省令の規定に根拠があるもの、② 市の条例や規則に根拠があるもの、③ 市の要綱に根拠があるもの、に区分される。

このうち、②市の条例や規則に根拠があるものを対象とした、電子申請や電子通知の具体的な運用ルールを明確にするため、市長部局では、規則（市長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）を定めており、教育委員会も規則（熊谷市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）を定め、その内容は「市長部局の例によるもの」と規定し、市長部局で制定した規則を、包括的に教育委員会の事案にも当てはめ、同じ取り扱いをしている。

このたび、市長部局では、新たに③市の要綱に根拠があるものについての電子申請や電子通知の具体的な運用ルールを明確にするため、「市長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱」を制定することとなり、今回この要綱を制定することで、既存の要綱等で書面により申請等を行うこととされている場合でも、個別の要綱を改正することなくオンライン化が可能となる。

新しく制定する要綱の主な内容として、第3条で、電子申請の一般ルールを定め、具体的には、書面の申請等を電子情報処理組織により行うことを可能とし、電子署名等による本人確認及び添付書類等の緩和を定めた。第4条では、電子による決定通知について定め、決定通知等を電子情報処理組織で行うことを可能とし、電子署名・電子証明書による押印代替と、電子的通知の到達時期の取扱いを定めた。第6条では、電磁的記録による作成・保存について定め、これは、要綱等に基づく書面の作成・保存を電磁的記録で行うことを認め、電子署名又は市長が定める情報処理システムにより署名等に代えることを定めた。

今回、教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関しても、教育委員会の要綱として定める必要があり、「市長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱」の例により、必要事項を定める形としているが、これは市長部局で制定した当該要綱全般を、包括的に教育委員会の事案にも当てはめ、同じ取り扱いをする、ということになる。

なお、施行日は「公布の日から」とする。

(議案は原案どおり可決)

日程第2（議案第19号）熊谷市星溪園条例施行規則の一部を改正する規則

文化財保護・市史編さん担当副参事から、本議案は、熊谷市星溪園条例施行規則の一部改正、条文の新設等を行いたため提案するものであるとの説明があった。

今回の改正の主な点は、3月市議会定例会において議決された「熊谷市星溪園条例の一部を改正する条例」に関連するもので、星溪園を、今後も引き続き、文化財として維持・保存し、星溪園の次世代への確実な継承を目指し、一層の活用を推進するため、教育活動や、まちづくり活動と連携し地域の魅力向上に資する催しなどを対象に、施設の使用料の減免規定を設けるとともに減免申請書及び減免承認書を整備する、庭園の開園時間の拡大などである。

この改正にかかる、規則の変更箇所は、第4条として使用料の減免を新設し、様式第3号（使用料減免申請書）及び様式第4号（使用料減免承認書）を加える、減免対象者について、現行の、利用する日に属する月の3か月前の初日からの申請より前に申請を可能とするため、第3条のただし書き文言の一部を、「特に必要と認める」に改める、庭園の開園時間は、現行では、夏期が午後5時まで、冬期が午後4時までだが、夜間の時間帯にも使用を可能とするため、第6条にただし書きを加え

る、また、第4条の新設に伴い、条文番号を改める、などである。

なお、施行期日は、公布の日とする。

(質疑等)

大石委員から、減免の具体的なケースについて質問があり、文化財保護・市史編さん担当副参事から、市の主催事業、市との共催事業、学校等が利用する場合は100/100、まちづくり活動に関連するものは審査を経て50/100が減免となるとの回答があった。

石井委員から、これまでは減免制度が無かったのかとの質問があり、文化財保護・市史編さん担当副参事から、制度は無かったものの、これまでも市の主催や共催事業は元々減免の処理をしており、今回その根拠を明確にしたとの回答があった。これからは、まちづくり活動として、広く多くの方に利用してもらうことを想定しているが、平成3年度と4年度に施設の整備をした際に、高品質な管理をするということで、公民館等の利用料よりかなり高めに設定しているとの説明があった。

(議案は原案どおり可決)

日程第2 (議案第16号から第18号、及び第20号、第21号) 非公開

(議案は原案どおり可決)

ほかに報告はなく、教育長の宣言により、令和8年3月臨時熊谷市教育委員会を閉会した。

(12時10分 閉会)

署名

教育長 渋谷 昌美

委員 大石 聡一